

検討を必要とすると考えられるから、政府において、将来、このような法律を制定しようとする場合には、科学者の総合的審議機関である本会議の意見を聞くよう、取り計られたい。

2-26

庶発第78号 昭和27年3月3日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

各省関係の応用研究費について（勧告）

標記のことについて、本会議は、昭和27年2月25日第45回運営審議会の議決に基き、下記のとおり勧告します。

記

1. 昭和27年度の文部省以外の各省関係の応用研究費は、その省庁の配分審議機関において、有効適切な審査配分が行われるよう配慮せられたい。
2. 上記の審査配分の方針については、できるだけ本会議の意見を徴せられるよう取り計られたい。

2-27

庶発第116号 昭和27年3月29日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

民間研究機関に対する課税の減免について（申入）

標記のことについて、本会議は、政府が「民間学術研究機関の助成に関する法律」（昭和26年法律第227号）の目的の主旨に沿い、民間研究機関（ここに「民間研究機関」とは、上記法律第5条の規定により、国の補助金の交付を受けるに適格であると、本会議が認定するものをいう。以下同じ。）の財政を援助するために、それらの民間研究機関に対して関連した税を課す際には、下記の点について、でき得る限り減免されるよう適當な行政措置を講ぜられることを希望し、ここに3月25日開催の本会議第46回運営審議会の議を経て申し入れます。

なお、本会議民間研究機関振興対策委員会において数次に亘り慎重審議した意見でありますから申し添えます。

記

1. 法人税について

法人が、民間研究機関に対して、その維持運営のためにする寄附金については、少くとも教育機関に対する場合に準じ、その法人の所得の計算上、損金に算入する寄附金として指定されたいこと。

2. 輸入税について

民間研究機関において、研究に使用する特殊の機械器具等については、申請により、輸入税の免除を受け得るよう、配慮されたいこと。

3. 物品税について

大学において、専ら学術研究用に供されるものに対しては、物品税が免除されているが、これを